

自治会運営の手引き

(令和7年度版)

あなたと家族に役立つ三大活動

- ① 日頃からの見守り、防犯、防災活動
- ② いざというときの避難、被災復興活動
- ③ 交流・親睦による笑顔が生まれる活動

自治会の活動で交流することで新しい土地になじめた！

最近、近所の暗い道のことを自治会に相談したら、防犯灯をつけてくれることになって安心しています。

玄関で倒れているところを、回覧板を持ってきた近所の方に見つけてもらいました。

おかげで大事に至らず助かりました。

小さいころから顔を知ってもらえることで、いざという時に助かります。

昔は見守られる側だったけど、大人になった今は、自分が見守る側になりました。

薩摩川内市



自治会長の年間スケジュール(例)

スケジュールのイベントや行事は、あくまでも一例です。

各自治会や各地区コミュニティによって、この他にもさまざまな活動が展開されています。

下記は、あくまでも参考として、ご利用ください。

	自治会	コミュニティ・学校関係	市との協働
毎月			○文書配布(月2回) ○資源ごみの回収
随時 (必要に応じて)	○自治公民館清掃 ○自治会費の集金 ○各種団体の集金 (例 消防後援会費、社会福祉協議会費、日本赤十字、緑の募金、赤い羽根募金、歳末助け合い募金、コミュニティ負担金など)	○各専門部会などへの協力	○各種補助金申請 (例 快適環境づくり補助金、可燃、不燃、資源ごみステーション補助金、自治会活性化支援補助金など) ○民生委員の推薦(3年ごと) ○健やか支援アドバイザーの推薦(隔年)
4月	○総会 (役員改選・予算・事業計画など) ○春の交通安全運動 ○花見	○総会 (役員改選・予算・事業計画など)	○自治会運営説明会の参加 ○自治会に関する調査 ○自治会交付金の申請 ○リサイクル推進員設置に係る補助金の申請
5月	○子どもの日の催し	○子どもの日イベント協力	○地域防災連絡調整会議 ○河川愛護月間
6月	○河川愛護作業	○バレーボール大会	
7月	○そうめん流し ○七夕祭り		○ふるさとクリーン大作戦
8月	○夏祭り・盆踊りなど ○道路愛護作業	○夏祭りイベント協力	○自治会長研修会 ○自治会加入促進月間 ○道路ふれあい月間
9月	○十五夜 ○敬老の日 ○秋の交通安全運動	○小・中学校運動会	
10月	○運動会		○スポーツイベント ○戦没者追悼式
11月		○文化祭	○補助金の実績報告など
12月	○忘年会		
1月	○新年会	○鬼火焚き	
2月			
3月	○総会・引継ぎ準備など		

令和7年度 自治会文書発送日程表

太字 発送日(業者への引渡し日)

網掛 自治会へ届く日

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

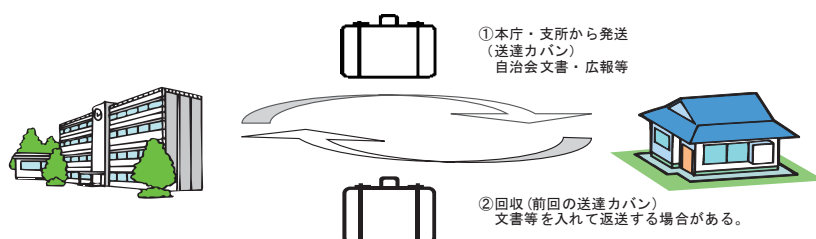
1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※発送日程は、選挙等の関係で変更になる場合があります。日程が変更になる場合は、こちらから事前にお知らせします。

《自治会文書送達の流れ》



も く じ

1章 自治会活動と地区コミュニティ協議会や市との協働活動 ～選ばれる自治会となるために～

1 自治会活動……………1～3

- [\(1\)自治会とは](#)
- [\(2\)自治会の現状と課題](#)
- [\(3\)参加しやすい自治会づくり](#)
- [\(4\)役員の仕事の分担](#)
- [\(5\)地域の人材の掘り起こし](#)
- [\(6\)自治会の加入促進](#)
- [\(7\)地区コミュニティ協議会との協働・連携](#)

2 市民と市の協働活動……………4～8

- [\(1\)行政連絡員の委嘱](#)
- [\(2\)市広報紙・文書などの取扱い](#)
- [\(3\)生涯学習](#)
- [\(4\)家庭ごみの出し方](#)
- [\(5\)河川・道路愛護](#)
- [\(6\)民生委員・児童委員](#)
- [\(7\)健やか支援アドバイザー](#)
- [\(8\)介護予防元気度アップ事業](#)

2章 補助金制度と共済(保険)制度

～より良い自治会運営と活動のために～

1 主に自治会で活用できる補助制度……9～10

- [\(1\)自治会運営交付金](#)
- [\(2\)自治会活性化支援補助金](#)
- [\(3\)防犯灯設置費事業補助金](#)
- [\(4\)自治公民館等建設の助成](#)
- [\(5\)コミュニティマイスター制度](#)
- [\(6\)公用車貸し出し制度](#)
- [\(7\)快適環境づくり補助金](#)
- [\(8\)ごみ減量対策事業](#)
- [\(9\)衛生自治団体連合会補助金](#)
- [\(10\)地域移定住促進事業](#)
- [\(11\)空家等対策事業](#)

2 自治会活動などで事故やケガに遭ったら……10

[市民活動災害補償保険](#)

3章 災害に備えて

～自分と家族、そして地域を守るために～

1 防災・消防……………11～17

- [\(1\)自主防災組織](#)
- [\(2\)自治会避難所](#)
- [\(3\)自然災害](#)
- [\(4\)原子力防災](#)
- [\(5\)消防局関連](#)

2 災害に関する補助金制度……………17～18

- [\(1\)地域防災組織育成助成](#)
- [\(2\)特別災害復旧補助金](#)
- [\(3\)し尿汲取り制度](#)

4章 自治会運営で困ったときは？

～こんな時はどうする～

1 自治会再編……………19

- [\(1\)自治会組織の現状](#)
- [\(2\)自治会再編にあたっての市の支援策](#)

2 自治会の法人化(地縁による団体)……20～21

- [\(1\)自治会名義「地縁による団体」の不動産登記](#)
- [\(2\)法人化を取得する\(地縁による団体の認可を受ける\)ための手続き](#)
- [\(3\)認可後の地縁団体](#)

3 知っておきたい便利情報……………21～24

- [\(1\)広聴広報活動](#)
- [\(2\)相談コーナー](#)
- [\(3\)市議会の活動](#)

1章 自治会活動と地区コミュニティ協議会や市との協働活動 ～選ばれる自治会となるために～

本市における自治会活動のキャッチフレーズ

あなたと家族に役立つ三大活動

- ① 日頃からの見守り、防犯、防災活動
- ② いざというときの避難、被災復興活動
- ③ 交流・親睦による笑顔が生まれる活動



1 自治会活動

(1)自治会とは

自治会は、同一地域の居住者が、地域を快適で住み良くしていくために結成された任意の団体です。自治会員一人ひとりの人権を尊重し、助け合って共通の問題を検討し、その解決に努力するとき、和に満ちた温かい地域社会が作り出されます。相互理解と協力によって地域の発展、教養文化の向上、豊かな環境を実現する住民自治組織、それが自治会です。自治会活動は、自治会員が楽しく参加できる仕組みが望まれます。「しなければならない」から「やりたい」の発想の転換から生まれる地域づくりに取り組んでみましょう。

(2)自治会の現状と課題

時代の大きな流れの中で私たちの地域社会は、以前のまとまりを失い、人と人とのつながりが薄れつつありますが、このような時代にこそ、住民自治組織の確立と継続を図り、明るく住み良い地域づくりを行うことが望まれています。

一方、本市では小規模自治会が増えてきています。また、自治会未加入者が増加したり、高齢化が進んだりしたことにより、運営において多種多様な課題が生じてきており、必要な活動が困難になっている自治会もあります。

そこで、本市では、自治会再編協議マニュアルを作成し、自治会活動のモデルとして、50 世帯と 100 世帯の規模モデルを作成しています。自治会における活動の参考にしてください。⇒詳しくは、本編(P19)及び資料編(P13～15)参照

(3)参加しやすい自治会づくり

- 自治会活動の年間計画および予算を編成し、多くの会員に参加してもらえる工夫をしながら自治会を運営しましょう。
- 活動を進めるうえでは、十分に話し合い、お互いを尊重し、責任も分かち合いこれまでの慣行や「男性の役割」「女性の役割」と決められていることにとらわれることなく、やれる人がやれることをするなど、多様な価値観を理解し合い、多様な世代を巻き込んだ活動を進められるように心がけましょう。
- 他の地域の活動を知り、良い点には目を向け、自分たちの自治会に生かしていきましょう。また、情報交換や交流などを行い、地域を活性化していきましょう。

(4)役員の仕事の分担

自治会長は、地域におけるリーダーで、事業推進のまとめ役です。自治会運営は一人ではできません。仕事は一人で抱え込まず、必要に応じて「部」や「班」を編成し、役員や会員の協力を得て、みんなで進めましょう。

例)環境部 事業(イベント)部 体育部 育成部など

(5)地域の人材の掘り起こし

自治会長の業務は、多岐にわたります。将来的な運営も見据え、地域を担ってくれる、次の世代のリーダーも養成しながら、活動をしましょう。

(6)自治会の加入促進

各自治会区域内に居住される市民が、互いに助け合って生活していくことが、望ましい姿です。自治会活動は、地域住民の交流活動だけでなく、市広報紙の配布、ごみ収集所の管理、災害時の避難対応なども行っていることを優しく説明し、転入者や未加入者へも明るい地域づくりへの協力をみんなで呼びかけましょう。

なお、未加入者への加入案内の際は、自治会加入促進マニュアルをご利用ください。

⇒詳しくは、資料編(P22)参照

自治会一口メモ

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」では、救助された人々のうち、80%以上が、家族・近隣住民の救助活動によるものだったといわれています。

これを教訓として、各地で自主防災組織が強化され、平成28年に発生した熊本地震においても、自治会などを中心とした自主防災組織が、消防団と連携した救出作業や安否確認、炊き出しをはじめとした自主避難所の運営などを積極的に展開しました。

今後、いつか起こりうる大規模災害においても同様に「日頃からの近所付き合い」がとても大切です。地域の人たちと触れ合い、交流を深めながら、つながりを通じて助け合い、支え合うまちにしていきましょう。

◇転入・転居の際に

転入・転居された方に対して、本庁「自治会案内窓口」(2階)および甕島振興局・各支所の「窓口」で、自治会加入申込書(資料編21ページ参照)をお渡しし、自治会加入をお願いしています。

自治会加入希望者が自治会長宅に来られた際は、自治会の行事などを説明して、一日も早く自治会の一員として地域に馴染んでいただくよう促してください。

なお、転入・転居者へは加入促進のため、自治会加入申込書の案内に自治会長の氏名、住所、電話番号を記載してお渡ししていますので、あらかじめご了承ください。

◇自治会加入のメリット

自治会に加入すると、さまざまなメリットがあります。自治会に興味をもってもらうとともに、自治会員の定着を図るために、メリットを理解・実感してもらいましょう。

また、市に転入、転居し、新たに自治会に加入された方(世帯)に対して、本市独自のデジタル地域通貨が利用可能な「つんPay」のポイントを1,000ポイント(1,000円分)進呈します。さらに自治会についてのアンケートに回答された方には、追加で500ポイント(500円分)を付与します。

選んでもらえる自治会となるために、自治会独自でもメリットについて、検討してみるのもいいでしょう。例)自治会加入者へのごみ袋の配布など

○つながりが増える

地域の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接することができます。

さまざまな活動を通して地域でコミュニケーションをとる機会になり、絆を深めることから、「いざ」という時に、助け合える関係を築くことができます。

○よりよい地域環境づくりが進む

自治会などでは、自主防災組織を結成し、防災訓練や、防犯パトロール、声かけ運動などを行っています。核家族化・少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄化していく中で、防犯・防災・福祉などの活動がある自治会などの力が大きな助けになります。また、放送設備の設置、定期的な美化・清掃活動なども行われており、よりよい地域環境をつくることができます。

○さまざまな情報が分かる

回覧板などによって、地域や行政からの行事・イベント案内などの交流を深めるきっかけになるような楽しい情報や、お知らせ・連絡事項などの暮らしに関わる重要な情報を逃すことなく定期的に入手することができます。

○地域の課題を解決できる

地域の困りごとがあれば、自治会長を通して行政に相談することができます。

個人よりも自治会長を通じて相談することで、地域全体の問題とすることができ、行政もより早く、スムーズに対応できます。

◇準会員の設定など

仕事で自治会活動に参加することが難しい方などのために、会費のみ納入いただき、ごみ収集所は自由に利用できる準会員や新規加入後、一定期間は役員を免除する仕組みを導入している自治会もあるようです。

まずは加入してもらうために、さまざまな仕組みを検討してみるのも良いでしょう。

◇自治会活動のDX化

市では、自治会長の負担軽減や自治会員の新規獲得のため、自治会活動のDX化も進めています。

○自治会問い合わせフォーム

平日の来庁や電話連絡が難しい自治会長の負担軽減を目的として、オンライン上でいつでも自治会関係の照会ができるオンライン問合せの運用を開始しました。自治会運営に関する御質問や御意見などに気軽にご利用ください。

自治会問合せ
フォーム▶



○自治会オンライン加入申し込みフォームの運用開始

新たな自治会員獲得のために、住民の方が気軽に自治会加入へのアプローチができるような申し込みフォームの運用を開始しました。フォームからの申し込みがあった場合、自治会長の皆様には、手続きなどのご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

紙による自治会加入の流れ

- (1)加入希望申込者⇒自治会長
・加入申込書の提出
- (2)自治会長⇒市役所コミュニティ課
・班編成と自治会文書配布部数を記入し、加入申込書を提出
- (3)市役所コミュニティ課
・市のシステムに入力(加入処理完了)
- (4)市役所コミュニティ課⇒自治会長
・加入申込書の返却

オンライン加入申し込みフォームからの流れ

- (1)加入希望申込者⇒市役所コミュニティ課
・オンラインで申込
- (2)市役所コミュニティ課⇒自治会長へ
・加入希望者の情報を連絡
- (3)自治会長⇒加入希望者
・会長より連絡を取っていただき、班編成を決定
- (4)自治会長⇒市役所コミュニティ課
・班編成と自治会文書配布部数の連絡
(加入申込書の返送又は電話、メール)
- (5)市役所コミュニティ課
・市のシステムに入力(加入処理完了)

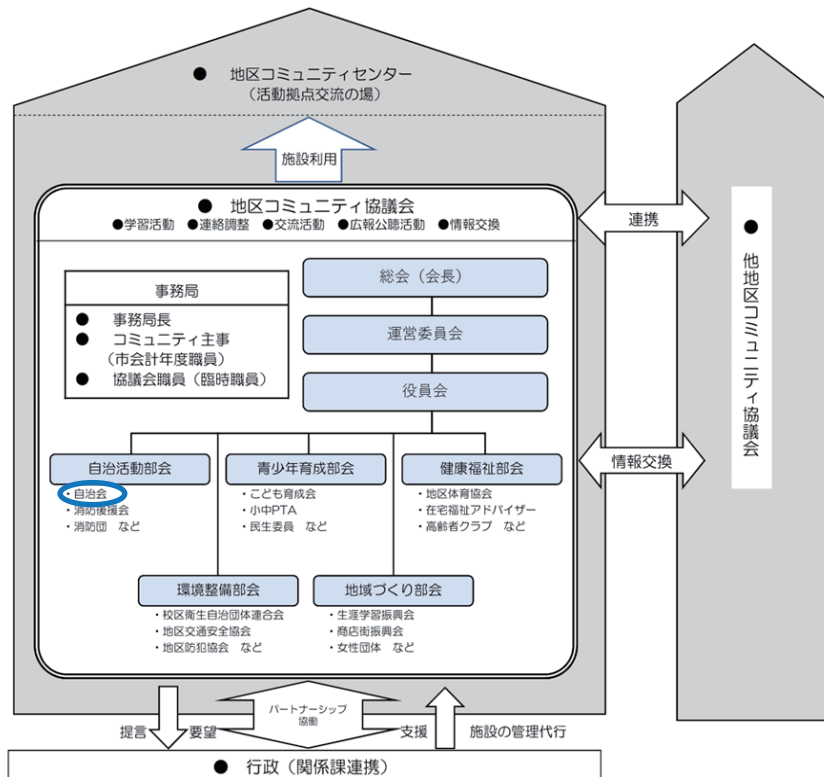
(7)地区コミュニティ協議会との協働・連携

本市は、平成16年10月に誕生し、最も小さな自治組織を「自治会」と称し、市内各地域に設置するとともに、横断的な役割を果たすため、概ね小学校単位に「地区コミュニティ協議会」を設立しました。

また、令和5年度には、自治会の加入促進と地区コミュニティ協議会との連携強化を目的に、自治基本条例の一部を改正しました。

人と人とのつながりや絆を深め、より良好な地域コミュニティを形成しつつ維持していくには、市民、自治会、地区コミュニティ協議会および本市が連携して推進していく必要があります。地区コミュニティ協議会と連携して、より広い地域での地域活性化に努めましょう。

自治会と地区コミュニティ協議会との連携でお困りの時は、コミュニティ課までご相談ください。



地区コミュニティ協議会の活動は市民活動情報サイトから
見ることができます。



◀市民活動
情報サイト

2 市民と市の協働活動

(1)行政連絡員の委嘱

自治会長には、市からの各種行政情報を住民に周知するなどの業務を担う「行政連絡員」の任務を委嘱します。行政連絡員は、特別職非常勤の公務員としての身分を持ち、自治会員への周知や本市への連絡が主な業務で、無報酬で務めていただいておりますが、行政連絡員の役割を含む自治会長手当については、各自治会の中でご検討ください。

各自治会員への周知方法は、各自治会でのそれぞれの周知方法をご利用ください。本市への連絡は、送達カバンの返送便などをご利用ください。

- ・市広報紙やその他文書の配布、本市への報告文書の取次ぎ
- ・本市からの調査依頼事項の自治会への取次ぎおよび報告
- ・行政事務に関する各種伝達事項の自治会への取次ぎ
- ・自治会区域内の異動者の本市への連絡

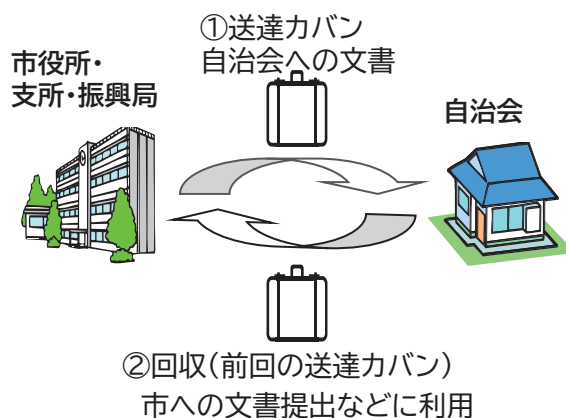


(2)市広報紙・文書などの取扱い

◇送達日について

市広報紙や文書などの自治会文書は、原則として月2回、毎月第2週及び第4週の水曜日から金曜日の間に、自治会が指定する場所へ送達カバンでお届けします。

※ 選挙などにより、送達日が変更になる場合があります。その際は、事前にお知らせします。



◇文書送達の流れ

- ① 送達カバン(自治会への文書)
本市からの自治会文書が入った送達カバンを運送業者が、自治会の指定する場所に届けます。
- ② 回収(前回の送達カバン)
前回お届けした送達カバンは、運送業者が回収します。なお、本市への返送文書があるときは、回収する送達カバンに入れてください。

※現金は、絶対に入れないでください。

◇文書が不足していたら…

届いた文書が足りないときは、ご面倒ですが、下記までご連絡ください。不足分をお届けします。

また、自治会員に増減があり、自治会文書の配付数量に変更があった場合も、ご連絡ください。

※発送日の前週月曜日には発送部数を確定します。

◇自治会文書

- | | |
|---------|-----------------|
| ○広報薩摩川内 | ○議会だより |
| ○県政かわら版 | ○薩摩川内市地域安全ニュース |
| ○県議会だより | ○原子力だより(県) |
| ○社協だより | ○原子力広報「薩摩川内」(市) |
- ※月によって発送するものが変更します。

□申請・問い合わせ先
本庁 コミュニティ課 コミュニティG
各支所および甕島振興局

(3)生涯学習

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の質の向上を目指し、自己に最も適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動を「生涯学習」と呼んでいます。

本市では、「学びでつながる 人と地域 かがやく未来」を基本理念に、生涯学習推進計画を策定し、推進体制としては、生涯学習推進本部を置き、市民および有識者のご指導もいただきながら生涯学習の推進を行い、さまざまな学習の機会を用意しています。

また、自治会や地区コミュニティ協議会では、自発的に生涯学習を企画・実施されています。事業の推進には、次のようなさまざまな手法や事業がありますのでご活用ください。

◇生涯学習をまちづくりに

地区における学習の拠点施設は、地区コミュニティセンターなどが活用されています。さらに、全ての市民が生涯にわたり多様な学習を行うことができるよう、生涯学習の広域的なネットワーク化や、生涯学習の拠点施設である中央公民館や各地域公民館などの利活用を促進します。

生涯学習では、学習した成果を自己の向上だけに留めておくのではなく、地域活動やボランティアに役立て、人と人との交流や活気ある地域社会の形成に生かしていくことを目指しています。

◇市などの支援事業

- 本市からのまちづくり出前講座
- 男女共同参画出前講座
- 地区コミュニティ協議会が行う事業への講師派遣制度
- 生涯学習人材バンク「すてきびと」

□申請・問い合わせ先

市民活動センター(SSプラザ内) ☎(25)6210)
社会教育課 社会教育G(中央公民館内) ☎(22)7251)
支所 東部区域 各地域公民館
甕島区域 甕島教育課(甕島振興局)
里駐在(里市民サービスセンター)
下甕駐在(下甕支所)
鹿島駐在(鹿島市民サービスセンター)

(4)家庭ごみの出し方

本市のごみの総排出量は、年間で約2.8万t(1人1日当り824g)になります。

この家庭から出るごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分別収集され、自治会などの収集施設からクリーンセンターなどに運ばれ処理されています。自治会の資源ごみステーション(ごみ収集所)では、自治会長を中心に管理運営され、大変なご協力をいただいています。

今後とも、地域の環境美化推進のため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

◇注意していただきたいこと

収集所に指定袋以外で搬入されたごみは回収されません。また、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集日に資源ごみを出されても、収集はできません。排出に当たっては、品物により取扱いが異なるものがありますのでご注意ください。

◇資源ごみの収集

令和7年4月より、新たにプラスチック使用製品の18品目をプラスチック容器類と合わせて資源物として回収します。

自治会の資源物収集所から回収した古紙類、缶類、生きびんについては、市が契約した売払業者に引き渡し、収益の一部を各地区コミュニティ協議会に分別報奨金として還元します。

また、ワンウェイびん、ペットボトル、プラスチック製容器類については、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介し、指定法人(再商品化業者)へ引渡しを行っています。

他市においては、洗浄・乾燥不足、異物混入などにより、指定法人が引き取りを拒否した事例もあります。洗浄・乾燥等、手間はかかりますが、再商品化の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

◇事業所ごみについて

事務所、商店、工場、飲食店、病院などから出る一般廃棄物は「事業所ごみ」ですので自治会などの収集所には出すことはできません。

「事業所ごみ」は、排出者自らがクリーンセンター等へ搬入するか市が許可している一般廃棄物収集運搬業者と契約して処理しなければなりませんので、ご了承ください。

◇ごみ収集所の新設、移設の前に

ごみ収集所を新設または移設の希望がありましたら、事前に環境課、各支所・甌島振興局に申請してください。

また、市道・里道などに新たに設置する際は、道路河川課の道路占用許可が必要です。

【ごみ収集所設置条件】

- ・交通の支障にならないこと。
- ・収集所付近の人の同意を得ていること。
- ・ごみ収集車(原則4トン車)が通れる道路に面していること。

□申請・問い合わせ先

【ごみなどに関すること】

本庁 環境課 廃棄物政策 G
各支所および甌島振興局

川内クリーンセンター

小倉町5104 番地 ☎ (30) 1117

上甌島一般廃棄物中継施設

里町里2773 番地 ☎ 09969 (3) 2940

下甌島一般廃棄物中継施設

下甌町青瀬1268 番地1 ☎ 09969 (5) 0770

□申請・問い合わせ先

【道路占用許可申請に関すること】

本庁 道路河川課 建設管理 G
各支所および甌島振興局

(5)河川・道路愛護

毎年、雨期を目前に控えた5月から6月にかけて河川愛護運動が実施されます。市民一人ひとりが自発的に河川の清掃作業を行いながら、河川に対する認識を深め、水害を防止するため実施するものです。

また、8月は道路ふれあい月間です。これは、道路を常に美しく、安全に使用し、大切にしていくための気運を高めることが目的です。

現在、多くの自治会が河川・道路愛護運動を年間行事に組み入れ、積極的に実施していただいております。今後ともどうぞご理解とご協力をお願いします。



◇河川愛護運動

- ・愛護月間: 毎年5月21日～6月20日 (※7月上旬提出締切)
- ・実施要領: 河川に生い茂った雑草、河川・水路内のちり・ごみ・空き缶などの除去および処理

◇道路愛護運動

- ・愛護月間: 毎年8月1日～8月31日 (※10月中旬提出締切)
- ・実施要領: 道路敷地内の草刈やごみ・空き缶の回収など、側溝等に生い茂った雑草、土石等の除去及び処理。(実施期間は、毎年7月1日～9月30日までに実施した作業を含む。)

◇謝金の支給と優良団体の表彰

河川・道路愛護運動を実施された場合、後日、謝金をお支払いしますので、作業終了後、速やかに実施報告書を下記申請先へメール又は直接提出してください。また、河川・道路愛護運動を実施された団体から、特に優良と認められた団体は、県知事などから表彰されます。

□申請・問い合わせ先

本庁 道路河川課
各支所および甌島振興局

◇注意点

- ・事故が発生した場合、市民活動災害補償保険制度が適用されます。⇒詳しくは、資料編(P40～42)参照
- ・高齢化などにより作業が困難な場合については、下記までご連絡ください。
- ・草刈機などの使用に当たっては、間隔を取り、事故のないよう注意してください。
- ・作業中に道路の破損、側溝のふたの破損、その他道路の通行の支障に気づいた場合は、下記までご連絡ください。

(6)民生委員・児童委員

民生委員は、社会福祉の向上を推進するため、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、および必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」(民生委員法第1条)を任務として活動しています。

また、児童福祉法の制定により、児童委員も同時に兼ねています。

任期は3年で、本市では、令和7年1月1日現在で293名の民生委員・児童委員(うち26名は児童福祉に関する事項を、専門的に担当する主任児童委員に指名されています。)が、担当地区で地域の状況に応じて活動しています。なお、今年度は12月に民生委員・児童委員の一斉改選が予定されていますので、民生委員の推薦についてご協力をお願いします。

民生委員・児童委員は、それぞれに担当区域を定めており、行政機関との連携を図りながら、これらの職務に従事しています。また、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、個人の秘密を固く守るよう定められており、住民の良き相談役と言えます。

具体的には、敬老金支給等(満88歳在宅者)についてご協力いただいています。

◇民生委員・児童委員の職務

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

◇民生委員・児童委員と自治会との関わり

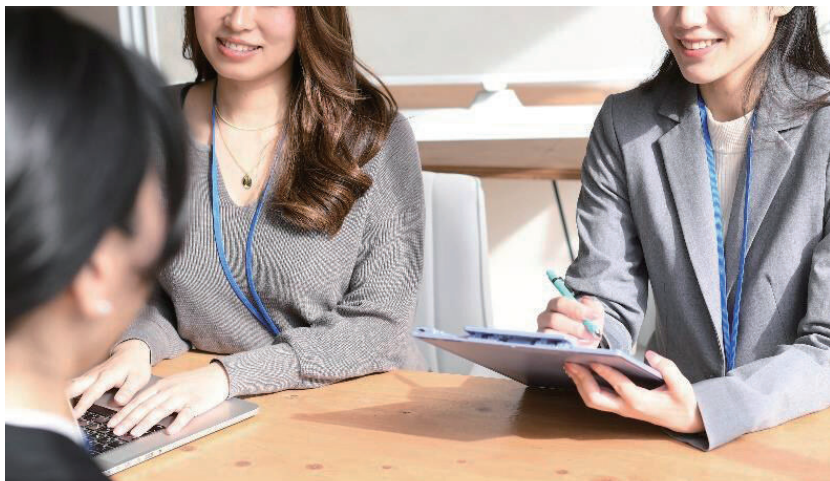
本市の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、令和7年1月1日現在33.3%となっています。

今後も高齢化が進む中で高齢者・障害者・児童を含む全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう、地域住民が手を取り合って助け合う地域福祉活動の推進が重要になっています。

この地域福祉活動の推進役が民生委員・児童委員であり、援助を必要としている住民の持つ問題点を関係行政機関等に連絡する橋渡しの役割を担っています。

このような住民を把握するためにも、地域の実情に精通している自治会長の協力が必要になることから、なお一層民生委員・児童委員と連携を図っていただき、社会福祉の向上にご協力ください。

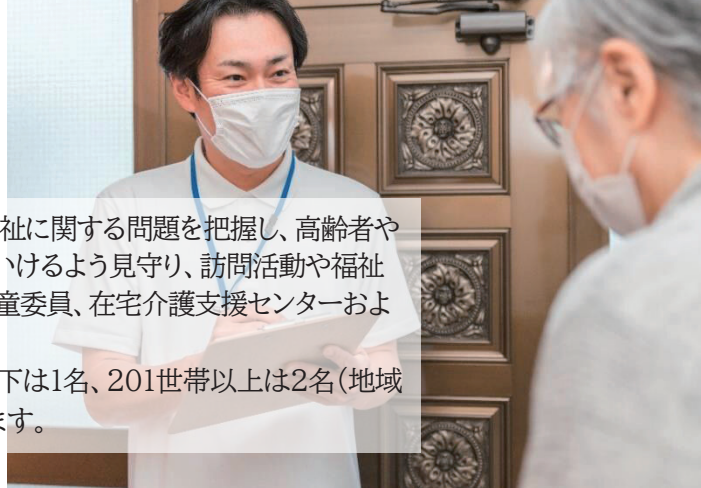
□申請・問い合わせ先
本庁 社会福祉課 企画総務G
各支所および甕島振興局



(7) 健やか支援アドバイザー

「健やか支援アドバイザー」とは、地域住民の健康や福祉に関する問題を把握し、高齢者や障がい者が住み慣れた地域のなかで安心して生活していけるよう見守り、訪問活動や福祉サービスの情報提供を行い、必要に応じて民生委員・児童委員、在宅介護支援センターおよび本市の担当課に連絡をしてくださる方々です。

各自治会長の推薦により、自治会世帯数200世帯以下は1名、201世帯以上は2名(地域の実情による特例あり)を、市内全地域に配置されています。



◇健やか支援アドバイザーの業務内容

- 高齢者や障がい者など要援護者の見守り活動や閉じこもりを予防する訪問などの実施
- 地域住民へ福祉・健康サービスに関する情報提供
- 研修会などへの参加と取得した知識の普及
- 市、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなど関係機関との連携
- 保健事業への参加と協力(健康教育・健康相談への参加と呼びかけ)
- 地域における健康づくり活動(健(検)診の広報や受診勧奨・保健師とのパイプ役)
- 活動報告書の提出

◇健やか支援アドバイザーの任期

2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

ただし、任期途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間となります。任期途中で変更がある場合は、必ず問い合わせ先までご連絡ください。

◇健やか支援アドバイザーの謝金

- 年間活動謝金
- 研修会出席謝金:2,000円+旅費(市基準)
※アドバイザー本人が参加した場合のみ、謝金の対象になります。
※研修会は年3回を予定しています。

□申請・問い合わせ先薩摩川内市社会福祉協議会
本所 地域福祉課 ☎(29) 5538
樋脇支所 ☎(38) 1166
入来支所 ☎(44) 3731
東郷支所 ☎(42) 1872
祁答院支所 ☎(55) 1610
上甕支所 ☎09969 (3) 2880
下甕支所 ☎09969 (5) 1510

(8) 介護予防元気度アップ事業

対象事業への参加によって集めたポイントを協力店で利用することができる制度で、高齢者(65歳以上)の皆さんが、地域貢献や社会参加によって介護予防につとめることを目的としています。

下記の条件を満たす自治会主催の行事に、介護予防元気度アップカード(参加型)を持っている方が参加された場合に、指定のスタンプを押印し、年間のスタンプ押印数を翌年4月に報告いただきます。指定のスタンプをお持ちでない場合は、再交付ができますので、問い合わせ先までご連絡ください。

◇対象条件

- 自治会主催の事業であること
- 自治会の住民に対して、回覧・広報などにより広く周知してあること
- 係や当番制でないもので、誰でも参加でき、出席の義務がないこと(総会やリサイクル当番等は対象外)
- 謝金や収益が発生しないこと

◇実績報告

年間のスタンプ押印数の把握のため、別紙「介護予防元気度アップ事業実績報告書」に当該年度事業分について事業名、実施日、ポイント数の記録をお願いいたします。

翌年度4月中に高齢・介護福祉課へご提出ください。

□申請・問い合わせ先
本庁 高齢・介護福祉課 包括支援G
各支所および甕島振興局

◇スタンプの使い方

- 灰色の令和7年度介護予防元気度アップカード(参加型)に日付順に押印ください。
- スタンプが押印できる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。
- 1つの事業(準備から片付けまで)で1つのスタンプを押印できます。自治会及び地区コミュニティ協議会の行事については、別の行事であれば、行事名の記載がある場合に限り、1日2つのスタンプまで有効とします。
- 自治会名及び押印した日付を必ずご記入ください。
- スタンプを押して間違えた場合(登録していないスタンプを押してしまった、押印場所を間違えたなど)、間違えて押したスタンプには×印をつけ、その横に日付順に正しいスタンプを押印ください。
- カードに予備欄(カード内面51～54)を設けておりますが、転換利用券に転換できる上限は50ポイント(5,000円分)です。



2 章 補助金制度と共済(保険)制度

～より良い自治会運営と活動のために～

1 主に自治会で活用できる補助制度

自治会の運営や活動、また、自治会で取り組む事業について、本市の補助制度があります。地域の活動にご活用ください。また、問い合わせ先や補助内容などの詳細は、資料編に記載しています。

(1)自治会運営交付金

自治会の運営や活動に対して、運営交付金を交付する制度です。その年度の4月1日現在の自治会加入世帯数を基礎に計算されます。

⇒詳しくは、資料編(P29)参照

(2)自治会活性化支援補助金【見直し】

地域の活性化のために計画を立てて行う事業で、地区民の方々が集うサロンなど(料理教室や世代間交流など)の開催や見守りサービス、防犯パトロール、花壇づくりなど多彩な活動を対象とします。食糧費の取り扱いを見直しています。

⇒詳しくは、資料編(P30)参照

(3)防犯灯設置費補助金

自治会などが生活道路に新たに防犯灯を設置する場合や、点灯設備一式、支柱(永久柱)を取り替える場合などに、該当の設備の種類に応じて補助金を交付します。

⇒詳しくは、資料編(P31)参照

(4)自治公民館等建設の助成

○自治公民館設置事業補助金【拡充】

自治公民館などを新築、増改築、補修、解体、用地取得する場合や自治会等が倉庫等を設置する場合、自治会が所有する共有名義の不動産を自治会名義に変更する場合などに補助金を交付します。指定避難所における空調設備も対象とするよう、一部拡充を行いました。

⇒詳しくは、資料編(P31～32)参照

○自治公民館等建設助成事業

自治会などが、地域のコミュニケーション活動のため、自治公民館などを建設するときに、一般財団法人自治総合センターの協力により補助する制度です。(ただし、この事業は、全国を対象に行われる事業のため、補助対象枠が少なく、希望の時期に補助を受けることができないとは限りません。)

(5)コミュニティマイスター制度

自治会と地区コミュニティ協議会が協議し、道路(市道、農道、林道等)や公共施設など(コミュニティセンター、自治公民館、自治公民館敷地)の看板の設置、補修などを行う場合に、消耗品および原材料の現物を支給したり、重機の借り上げを補助する制度です。

⇒詳しくは、資料編(P33)参照

(6)公用車貸し出し制度

地域での環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動など、自治会活動の支援のために公用車の無料貸し出しを行っています。

⇒詳しくは、資料編(P34)参照

(7)快適環境づくり補助金

市民の目に触れるような場所(道路沿い、道路に面した自治公民館敷地、休耕田、荒廃地など)に、花や木の植栽、フラワーポットの設置などの事業に取り組んでいる市民団体の活動を支援します。

⇒詳しくは、資料編(P35)参照

(8)ごみ減量対策事業

ごみの減量・資源化を図るため、さまざまな補助があります。

- 生ごみ処理機器購入補助
- リサイクル推進員設置補助
- 可燃、不燃、資源ごみステーション補助
- 地区コミュニティ分別収集報奨金

⇒詳しくは、資料編(P36)参照

(9)衛生自治団体連合会補助金

薩摩川内市衛生自治団体連合会が実施する一般廃棄物などに関連した補助金です。

- 一般廃棄物の処理に関する先進地等視察研修事業補助金
- 一般廃棄物収集所維持管理用品等購入補助金
- 民有地不法投棄復旧補助金
- 清掃活動補助金

⇒詳しくは、資料編(P37)参照



(10)地域移定住促進事業補助金

移住定住の促進により地域の活性化を図るため、地域に増える空家を改修・リフォームまたは家財道具の処分をして移住・定住者向けの賃貸住宅に利活用する場合に補助します。

※補助対象地域は限定されます。

⇒詳しくは、資料編(P38)参照

(11)空家等対策事業

空家などの適正管理や有効活用を図るための事業です。

- 危険廃屋等解体撤去促進事業
- 空家情報登録制度(空家バンク)

⇒詳しくは、資料編(P39～40)参照

2 自治会活動などで事故やケガに遭ったら

市民が安心して市民活動をしていただけるように、万一の事故に備えて市で保険料を負担し、加入している保険があります。

市民活動中に事故が発生した場合は、お気軽に相談ください。

市民活動災害補償保険【一部見直し】

自治会活動などの市民活動中に事故やケガに遭った場合に補償する制度です。

※ 市民活動とは…

営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動で不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公益性のある活動をいいます。

⇒詳しくは、資料編(P40～42)参照

3 章 災害に備えて

～自分と家族、そして地域を守るために～

1 防災・消防

(1) 自主防災組織

災害が発生した場合、本市をはじめとする防災関係機関は被害を最小限にとどめようと総力を挙げて防災活動に取り組みます。しかし、災害は、道路の寸断、建物などの倒壊、停電など多岐にわたり、防災関係機関のみの活動では十分に対処できない場合も考えられます。そこで、市民がお互いに協力し合い、自分たちの地域は自分たちで守ろうという、地域ぐるみの防災活動が重要な役割を果たします。

自主防災組織は、そのような地域の防災活動を効果的に行う組織のことです。自主防災組織を結成していないところは、地域の実情に合わせた自主防災組織を結成していただき、助成事業を活用するなど防災活動を展開してください。地域の防災力を高めるためには、災害を知り、地域を知り、そしてその知識を生かすことが必要です。

◇災害を知ろう

地域防災力を高めるための適切な活動は、災害の種類や最近の傾向、災害発生メカニズムや被害の種類など、「災害そのものを知ること」から生まれます。

○災害にはどのようなものがあるの？

台風、洪水、高潮、地震、津波、土砂災害（山・崖崩れ、土石流、地滑りなど）

○最近の水害の特徴は？

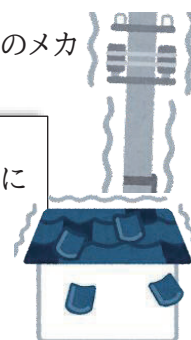
短時間かつ局地的な大雨による被害の増大、内水被害の増大など

○風や大雨のときの危険性は？

土砂災害による被害、川の氾濫による被害など

○地震災害による被害は？

建物の倒壊、火災、津波など



◇地域を知ろう

「災害」を「知っている」だけでなく、住んでいる「地域」を知っておく必要があります。

- ①地域内にどんな防災機関があるか
- ②地域内の避難所・避難場所はどこにあるか
- ③地域内の通信機器はどこにどんなものがあるのか
- ④地域内の危険箇所はどこか

- ⑤地域内で災害時に支援を必要とする人（要配慮者）はどこにいるか
- ⑥地域内で災害時に役立つ知識や技術を持っている人がいるか
- ⑦地域内で過去に発生した災害とその状況はどうだったか



◇知識を生かそう

「災害」を知り、「地域」を知ったら、習得した知識を生かす工夫が必要です。そのためには、第一は組織（自主防災組織）をつくること。第二は普段の活動の中で、知識を実際に活用し、知識をしっかりと身につけておくこと。そして、第三は「いざというとき」知識を生かし、間違った情報に惑わされたり、パニックに陥らないようにすることが肝心です。

◇日常の防災活動の進め方

日常の防災活動には、まず個人で、あるいは家庭ごとでやっておくべき活動と、地域でやるべき活動があります。

◇個人・家庭では

- ・防災マップや「災害に備えましょう」チラシ、テレビ、新聞、雑誌（本）、インターネットなどによる学習
- ・防災訓練、講演会への参加
- ・非常持ち出し品の確認

◇自主防災組織（地域）では

- ・講演会の開催や、防災訓練の実施、参加の呼びかけ
- ・地域内の危険箇所の調査とその周知徹底
- ・地区防災計画や見守りマップの作成
- ※ 自主防災組織で訓練を実施する場合は、最寄りの消防署又は防災安全課にご相談ください。

◇非常時の応急

非常時の応急活動には、初期消火、避難誘導、救出救護、情報収集・伝達、給食給水などがあります。非常時に適切な応急活動ができるよう、普段から十分な訓練が必要です。

◇自主防災組織づくり

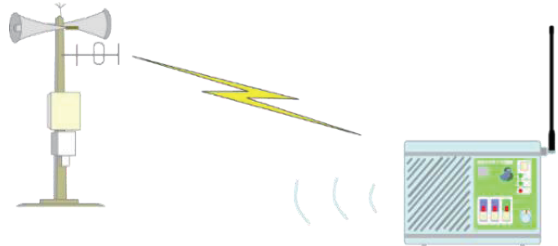
防災活動のための組織づくりには自治会・地区コミュニティ協議会などの地域の組織を活用し、自治会組織に防災関係部を設置するなど、形式にこだわらず地域の実情に合わせて活動しやすい組織づくりを心がけることが大切です。

※本市は、自主防災組織の育成に努めています。具体的な組織づくりの方法等について相談に応じますので、総会等において防災活動に関する協議を進めてください。

◇地域コミュニティ無線(防災行政無線)の運用

地域コミュニティ無線(防災行政無線)は、災害時における迅速な情報伝達を図り、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与すること、平常時には、行政・地域情報などを提供することにより、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的としています。

地域コミュニティ無線(防災行政無線)は自治会や地区コミュニティ協議会の放送に活用することができます。



◇戸別受信機

各戸に設置された地域コミュニティ無線(防災行政無線)の戸別受信機は、本市からの防災行政情報、地区コミュニティ協議会からのお知らせ、および自治会放送を聞くことのできる機器です。転入や転居等により、入居された住宅に戸別受信機の設置が必要な場合は、本人若しくは、自治会長より防災安全課にご連絡ください。(氏名・住所・電話番号)

また、転出などで不要となった戸別受信機の返却にもご協力をお願いいたします。

☆戸別受信機の基本的機能

- | | |
|--|------------------------|
| ○「地域コミュニティ無線」を活用した無線システム | ○自治会加入・未加入の切替機能付き |
| ○本市からの防災行政放送の受信 | ○時報に限定しての音量調整付き |
| ○地区コミュニティ協議会からの放送の受信 | ○停電時には乾電池で動作することができます。 |
| ○自治会からの放送の受信 | ※単3電池を4本使用します。 |
| ○録音・再生機能を装備(行政および地区コミ放送、自治会放送を従来型は3件ずつ、新型は5件ずつそれぞれ録音・再生できます) | ※定期的な電池交換をお願いします。 |

◇地域コミュニティ無線(防災行政無線)における自治会放送について

自治会では、地域コミュニティ無線(防災行政無線)を利用して自治会放送を行うことができます。

自治会放送の内容

- 自治会活動に関する内容
- 各種行事のお知らせ
- 防災情報や防犯情報の伝達
- 緊急情報の伝達
- 公序良俗に基づく内容

※自治会放送は、自治会長または自治会放送担当役員が行ってください。

☆放送禁止内容

- 営利を目的とする内容
- 誹謗・中傷する内容
- 放送内容に関する責任が不明確なもの
- 個人を特定する内容

自治会放送の運用時間

自治会放送の運用時間は、午前6時から午後9時までです。

本市からの防災行政無線および地区コミュニティ協議会の放送が入った場合は、放送途中で、終了しますので、あらかじめご了承ください。

⇒詳しくは、資料編(P45～46)参照

◇避難行動要支援者避難支援等制度

高齢者や障害者が、住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らしていたくため、災害発生時あるいは災害が発生するおそれがある時、要支援者の方々を地域が主体となって支援していけるよう災害に関する情報の提供や避難行動などの支援体制を築き、普段からの地域の助け合いによって、災害時の人的被害を減らそうとするものです。

避難時に支援が必要と思われる方から、情報提供の同意を得た上で、この制度へ登録の申請をしていただき、個別支援計画を作成します。そして避難支援などの関係者（自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、避難支援者、社会福祉協議会など）で支援が必要な方の情報の共有化を図ります。

□問い合わせ先
本庁 社会福祉課 企画総務 G

(2)自治会避難所

◇自治会避難所とは？

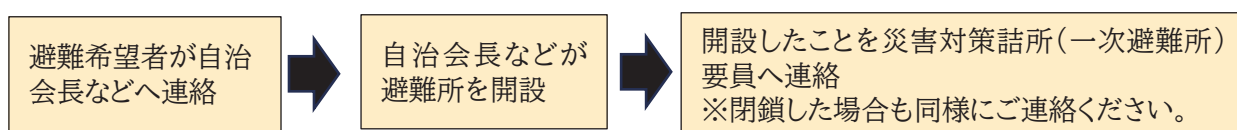
自治会避難所とは、自治会員の避難希望があった場合や自治会長などが必要と判断した場合に開設・運営を自治会（自主防災組織）で行っていただく避難所のことです。

※運営内容については、自治会（自主防災組織）でご検討ください。

◇自治会避難所の設置

本市では、「自治会避難所」の設置を促進しています。現在、市全域で80箇所の自治会避難所を指定しています。

◇自治会避難所開設の流れ(例)



(3)自然災害

本市では、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう地域防災計画を策定しています。地域防災計画の主な内容は次のとおりです。

◇災害対策本部の設置

市長は、災害が発生または発生するおそれがあるとき、災害対策本部を設置します。また、関係機関と連携し、災害予防対策および災害応急対策を実施します。

◇地区災害対策詰所の設置

地区ごとに災害対策詰所（一次避難所）を本部長の指示により設置します。この災害対策詰所（一次避難所）には、災害対策詰所要員として市職員などを配置し、災害対策詰所長のもと災害応急対策に24時間体制で従事します。

◇指定避難所の開設

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した市民などを、災害の危険性がなくなるまで滞在させ、または災害により家に居られなくなった市民などを一時的に滞在させるための施設を指し、避難所には、前述の自治会避難所や本市の指定避難所があります。

本市の指定避難所は、本部長（市長）の指示により、市職員（災害対策詰所長等）が建物の管理者の協力を得て開設します。場所については、防災マップや、毎年5月に配布する「災害に備えましょう」に掲載してお知らせします。

◇災害調査・報告

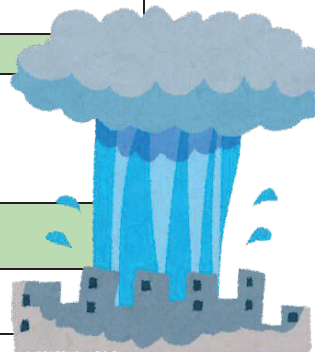
地区の災害調査員（市職員）が災害調査を実施します。災害調査の結果については、鹿児島県へ報告します。



◇災害後の復旧等に係る問い合わせについて

被害などの問い合わせは、社会福祉課が総合窓口になります。
被害状況などに応じて、問い合わせ先が異なりますのでご確認ください。

被害状況等	担当課
り災証明書・災害弔慰金、災害見舞金など	【社会福祉課】2階
被災による公営住宅入居など	【建築住宅課】3階
田・畑、農道および用排水路に関する被害 流出、陥没、路肩崩壊など 山林・林道に関する被害 山崩れ、路肩崩壊、路面流出など	【耕地林務水産課】4階
農作物および農業用施設などに関する被害 埋没、倒壊、欠損など	【畜産営農課】4階
道路・河川に関する被害 路肩崩壊、決壊など	【道路河川課】3階
浸水世帯におけるし尿汲取り助成など	【環境課】4階



◇被災された方の市税の減免について

火災または風水害などの災害で家屋などに被害を受けた時は、被害の状況に応じた市税の減免を受けられる場合があります。

市税の減免を受ける時は、税目毎に減免の申請が必要となりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

税の種類 担当課(グループ)	災害による被害の内容
個人市県民税、国民健康保険税 【税務課】市民税グループ	①死亡あるいは障がい者となった場合
	②所有する住宅または家財が被害を受けた場合
	③収穫すべき農作物が被害を受けた場合
固定資産税 【税務課】家屋グループ	家屋等の固定資産が被害を受けた場合

(4)原子力防災

鹿児島県および本市では、原子力防災計画を策定し、川内原子力発電所で原子力災害が発生した場合に備えています。

◇原子力防災計画の主な内容

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

① PAZ(ピーエーゼット)

原子力発電所からおおむね半径5km 以内の範囲で、放射性物質が放出される前から、予防的に避難などを準備する区域のことです。本市では、**滄浪地区、寄田地区、峰山地区、水引地区**が指定されています。

② UPZ(ユーピーゼット)

・原子力発電所からおおむね半径5km～30km の範囲で、緊急的に身を守るための避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用を準備する区域のことです。本市では以下の地区が指定されています。

亀山地区、可愛地区、育英地区、川内地区、平佐西地区、平佐東地区、限之城地区、永利地区、八幡地区、高来地区、城上地区、陽成地区、吉川地区、湯田地区、西方地区、藤本地区、野下地区、市比野地区、樋脇地区、倉野地区、副田地区、清色地区、朝陽地区、大馬越地区、八重地区、斧洲地区、南瀬地区、山田地区、鳥丸地区、藤川地区、上手地区、大村地区、轟地区、蘭牟田地区、里地区、上甕地区一部(中野、上甕町江石)

- ・日頃から、避難先、避難経路の確認をお願いします。
- ・本市は、的確な情報を防災行政無線などで広報します。
- ・万が一の緊急事態には、市職員および消防団員などの指示に従って落ち着いて行動するようお願いします。



◇避難行動

- ・自家用車がある場合には、自家用車を利用して指定された一時移転先または避難所に避難してください。
- ・自家用車がない場合には、近所の方の自家用車に同乗するか、指定された避難時集合場所に集合し、用意されたバスなどで一時移転または避難してください。
- ・避難所へは、あらかじめ決められた避難経路を通して移動してください。
- ・避難時では、警察官や誘導員の指示に従ってください。

□申請・問い合わせ先
本庁 防災安全課 防災安全G

(5)消防局関連

◇消防局「防災研修センター」

「災害から自分と家族の命を守る」ために、体験型の「防災研修センター」で災害についての知識や行動力を身につけ、防災力を高めましょう。

地震体験 3次元に動く振動装置に乗り、東日本大震災や熊本地震など、過去に発生した大地震と同じ揺れや震度1から7までの揺れも体験できます。	暴風雨体験 暴風(最大風速30m/秒)と豪雨(最大雨量150mm/時間)を同時に体験できるほか、暴風(5～30m/秒)のみの体験ができます。
初期消火体験 大型スクリーンに映し出される火災映像に向けて、水消火器により消火する体験ができます。	煙体験 煙が充満した迷路状の通路を避難する体験ができます。

◇利用案内

場 所	消防局庁舎1階(中郷町5031番地1)
開館時間	9:00～17:00(入館は16:00まで) (12:00～13:00は通常昼休憩)
入 館 料	無料
利用申込	10名以上の団体利用の場合は10日前までの申込が必要です。施設利用申込書によりお申し込みください。 (10名未満の場合、申込み手続きは不要です。)
休 館 日	毎週月曜日(月曜日が国民の休日にあたる場合はその翌日)年末年始(12月29日～1月3日)

Q&A・119番通報体験

クイズ形式で防災について学ぶコーナーと、火災や事故の映像を見ながら119番通報をする体験ができます。

□申請・問い合わせ先
消防局予防課 予防調査係
(中郷町 5031 番地 1)
☎ (22) 0135)

20名程度の団体で全ての体験をする場合、約1時間の時間を要します。

◇消防局テレホンサービス

消防局では、テレホンサービス10回線で毎日当番医の案内を行っています。
なお、この電話番号については、火災発生時、場所などを把握できるように火災情報も提供していますので併せてご利用ください。

テレホンサービス
0996(27)1199



□問い合わせ先
消防局 通信指令課
(中郷町 5031 番地 1)
☎ (22) 0119)

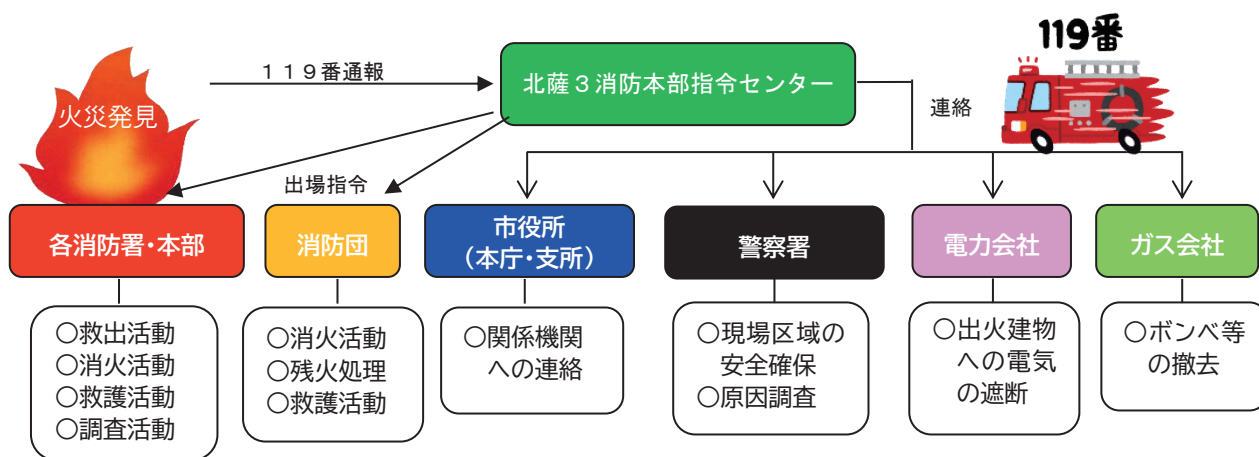
◇火災を発見したら…

火災を発見した時は、①早く知らせる ②早く消火する ③早く逃げる この3つが重要です。

① 早く知らせるには
隣近所に「火事だ！」と
大きな声を出し、併せ
て119番通報をしてく
ださい。

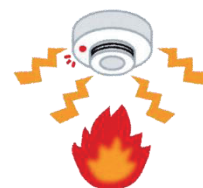
② 早く消火するには
小さな火であれば消火器など
を使い、消火活動を行ってくだ
さい。天井に火がついたら初期消
火は困難ですから、ただちに避
難してください。

③ 早く逃げるには
余裕があれば燃えている部屋の窓や
ドアを閉めて建物の外に避難してくだ
さい。逃げる際は、煙を吸わないよう
に、ハンカチやタオル等で口と鼻を押
さえ低い姿勢で避難してください。



◇住宅用火災警報器を取り付けたその後は

住宅火災による被害を減少させるために、平成23年6月より全ての住宅について住宅用火災警報器の設置が義務となっています。万が一の時に大切な命や財産を守るため、取り付けた後も、定期的に住宅用火災警報器の点検を行いましょう。



○定期的に作動点検をしましょう

最低1年に1回は、取扱説明書に基づき、警報器が正常に作動するかの点検をしましょう。点検方法は、警報器のボタンを押す、ひもを引くなど警報器によって違います。

電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。

○ほこりがたまらないようふき取りましょう

住宅用火災警報器にほこりがたまると火災を感知しにくくなります。最低1年に1回は、乾いた布でふき取りましょう。事故や故障の原因となりますので、水洗いはせず、ベンジンなどの有機溶剤は絶対に使わないでください。

○10年を目安に住宅用火災警報器を交換しましょう

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。定期的な作動点検のときに「電池が切れたかな?」「故障かな?」と思ったら早めに交換し、また、設置後10年を目安として、新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。

◇消防団員の募集

消防団は、「自らの町は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された消防機関です。普段は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ、災害防御活動などを行なっています。火災現場での消火をはじめ、地震や風水害といった自然災害時の消防活動など、さまざまな現場で活躍しています。また、災害発生時以外にも、各種防災訓練への参加や火災予防広報活動など、幅広い活動を行っています。

18歳以上で、当該消防団の区域内に居住し、勤務し、または通学する方は男女問わず、どなたでも入団出来ますので、地域における消防団の確保のためにも、自治会員の方へのお声掛けなどにご協力ください。



(2)特別災害復旧補助金

豪雨などによる宅地の崩壊や農地の埋没、土砂の流出などの災害に遭ったとき、自然災害の復旧に充てるための補助金制度があります。この制度は、公共災害復旧事業などの対象とならない民有地などのうち、自治公民館などの敷地や農地、宅地などの土砂、がれき、樹木などの除去や埋め戻しの工事をする場合、その経費の一部を補助するものです。

◇補助金の概要

	補助金の区分	対象者	補助金の額	備考
特別災害復旧補助金	自治公民館などの敷地の崩土などの除去または災害予防工事	自治公民館などの管理者	工事費が ① 75,000円 未満の場合 25,000円 を控除した額 ② 75,000円 以上300,000円 以下の場合 2/3の額 ③ 300,000円 を超える場合 200,000円	隣接地などから流入、または隣接地などへ流出した土砂、がれき、樹木などの除去および埋め戻しを行うための工事 ※災害予防工事は樹木のみ対象です。
	宅地に係る民有地の崩土などの除去または災害予防工事	所有者または借地権者		
	共同墓地の崩土などの除去または敷地復旧	共同墓地の管理者	工事費が ① 3,000,000円 以下の場合 工事費の2/3の額 ② 3,000,000円 を超える場合 2,000,000円 ③ 75,000円 未満の場合は対象外	災害を受けた土地の復旧工事。 ただし、共同墓地は5世帯以上のものに限る。
	共同墓地の崩壊による墓石または墳墓式納骨堂の移設用地などの取得	所有者	取得費が ① 150,000円 以下の場合 取得費の2/3の額 ② 150,000円 を超える場合 100,000円	5世帯以上の共同墓地における墓石または墳墓式納骨堂に係るものに限る。
復旧事業補助 単独農地災害	農地に係る崩土除去や流出した農地の埋め戻しなど農地機能の復旧工事	農地の所有者または受益者	工事費が ① 25,000円 以上75,000円 未満の場合 25,000円を控除した額 ② 75,000円 以上の場合 2/3の額(上限267,000円)	災害を受けた土地の復旧工事

◇申請と交付の流れ

災害発生 → 補助金交付申請 → 補助金交付決定
→ 工事着工 → 工事完了 → 実績報告書提出
→ 補助金確定 → 補助金交付

◇注意していただきたいこと

交付申請前の事前着工および自らの手間と労力をもって行った自力復旧については、この制度による補助事業とは認められませんので、十分ご注意ください。

□申請・問い合わせ先
【自治公民館に関すること】
本庁コミュニティ課 コミュニティG
【宅地に関すること】
本庁道路河川課 建設管理G
【共同墓地に関すること】
本庁環境課 生活環境G
【農地に関すること】
本庁耕地林務水産課 耕地G

(3)し尿汲取り制度

この制度は災害による床下および床上浸水世帯の環境保全を図るため、浸水世帯のし尿汲取りに対して助成するものです。

【対象条件】便所が汲取り式のもので、便槽が浸水したもの
(便槽が満杯でないものや、浄化槽は対象になりません。)

◇助成の概要

助成の区分	対象者	助成の内容
局地水害の発生時	浸水世帯	一世帯につき 2,000 円を限度として、し尿汲取り料金の一部を助成する。

◇局地水害時のし尿汲取り料助成の申請方法

1. 浸水世帯自ら、し尿汲取りを業者に依頼する。
2. 汲取り実施後、浸水世帯が業者に料金を支払う。
3. 業者発行の領収書の欄外に、居住地区自治会長または地区災害調査員の認印を受ける。
4. し尿汲取り後30日以内に領収書を添えて、助成申請書を提出する。

□申請・問い合わせ先
本庁 環境課 廃棄物政策G
各支所および甌島振興局

4章 自治会運営で困ったときは？

～こんな時はどうする～

1 自治会再編

(1)自治会組織の現状

本市の自治会は現在(令和7年4月1日)、534団体あり、10世帯以下の小規模自治会から500世帯を超す大規模自治会まであります。世帯数別の自治会の割合は、50世帯以下の自治会が360団体で、67.4パーセントもあり、さらに、30世帯未満の自治会は、249団体で、全体の46.6パーセントになっています。ここ数十年の社会変化の中で、自治会の構造も相当の変化が出てきました。自治会には、長い間の歴史と暮らしがあり、一概に合併をすれば問題が解決するというものではありませんが、社会構造が変わってきていることを認識し、まず、自治会の中で協議をして、必要に応じて、再編を検討することも課題解決の一助になるかも知れません。自治会再編マニュアルを作成していますので、コミュニティ課までお気軽にご相談ください。

また、自治会活動のモデルとして、50世帯と100世帯の規模モデルを作成しています。自治会における活動の参考にしてください。⇒詳しくは、資料編(P13～15)参照

(2)自治会再編にあたっての市の支援策

◇自治会運営交付金の優遇措置

合併をされた自治会には、合併後5年間は、合併前の自治会規模で自治会交付金を算定します。世帯規模割を旧自治会が継続されているものとみなして計算し、5年間は一口にすることはありません。

＜合併した自治会への自治会交付金の交付例＞

A自治会(25世帯)	}	合併して新自治会D(100世帯)となった。
B自治会(30世帯)		
C自治会(45世帯)		

○合併後の5年間

- ・世帯規模割
旧3自治会の分 $44,000円 \times 3 = 132,000円 \cdots ①$
- ・世帯割(現年度の世帯数で計算)
 $2,500円 \times 100世帯 = 250,000円 \cdots ②$
- ・活性化推進分(高齢化率に応じた特別加算)
基礎額 $200,000円 \times$ 市の平均高齢化率を越えた割合(%)
 $200,000円 \times$ 市の平均45%(仮定)としてD自治会の高齢化率70%(70-45)% = $50,000円 \cdots ③$
- ・合計 $① + ② + ③ = 432,000円$

○合併後6年目以降

- ・世帯規模割
6年目以降の世帯規模割額(100世帯分)
 $46,000円 \cdots ①$
- ・世帯割(現年度の世帯数で計算)
 $2,500円 \times 100世帯 = 250,000円 \cdots ②$
- ・活性化推進分(高齢化率に応じた特別加算)
基礎額 $200,000円 \times$ 市の平均高齢化率を越えた割合(%)
 $200,000円 \times$ 市の平均45%(仮定)としてD自治会の高齢化率70%(70-45)% = $50,000円 \cdots ③$
- ・合計 $① + ② + ③ = 346,000円$

参考

○ 交付される金額 = 世帯規模割(年額) + 世帯割(年額) + 防犯灯電気料金支援分 + 活性化推進分 + 再編支援分(該当自治会のみ)

・世帯規模割(年額)／

50世帯以下:44,000円、51世帯～100世帯:46,000円、101世帯～:48,000円

・世帯割(年額)／100世帯以下:1世帯当たり2,500円、101世帯以上:1世帯当たり2,400円

◇自治会再編協議会補助金

自治会が、再編(合併)等に向けて協議する際に、交付する補助金です。

2つ以上の自治会が、自治会再編に向けて協議する際、自治会再編協議会(合併協議会)を発足して概ね3回以上会議を開催した場合に、それに係る経費として、2万円に合併を検討している自治会数を乗じて得た金額を限度とします。

補助金は、自治会再編協議会を設置し、協議を開始した年度から最大3年間交付します。

□問い合わせ先

本庁 コミュニティ課 コミュニティG

2 自治会の法人化(地縁による団体)

(1)自治会名義「地縁による団体」の不動産登記

自治会は、地域の融和と振興を図るための諸活動、集会施設の管理などを行っており、一定の地域に住所を有する住民によって組織された任意の住民自治組織です。このような活動を行っている自治会等を、「地縁による団体」と称します。

「地縁による団体」としての住民自治組織は、市町村長の認可を受けることにより、法人格を取得し、住民自治組織名義で不動産登記ができるようになりました。

(令和7年3月31日現在の認可団体:215団体)

(2)法人格を取得する(地縁による団体の認可を受ける)ための手続き

市長に対して、法人格取得の認可申請を行い、一定の要件を備えていると認められると、認可を受けられます。その後、自治会が所有する資産について、不動産登記の手続を行います。

◇認可を受けるための4つの要件

- | | |
|------|---|
| ○活動 | その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 |
| ○規約 | 規約を定めていること。 |
| ○区域 | その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 |
| ○構成員 | その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができ、その相当数の住民が現に構成員になっていること。 |

◇認可申請の手続

① 総会の議決

法人格を取得したい(認可を受けたい)という意志決定を総会で行います。

② 認可申請書類の提出(市長)

- 認可申請書(定められた様式)
- 規約(法人格を取得する際の規約には、必ず定めておかなければならない事項があります。)
⇒詳しくは、資料編(P4~7)参照
- 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類(議長と議事録署名人の署名・押印のある総会議事録の抄本)
- 構成員の名簿
構成員全員の住所・氏名を記載する必要があります。(構成員は、区域内に住所を有する個人であれば、年齢、性別などを問わないため、子どもの名前なども記載します。また、区域外に住所を有する人は、構成員にはなれません。)
- 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類
(前年度の事業報告書や決算書、本年度の事業計画書や予算書など、具体的な活動内容が分かる書類を添付)
- 申請者が代表者であることを証する書類
- 申請者が代表者となることを承諾した承諾書(申請者本人の署名・押印のあるもの)

(3)認可後の地縁団体

◇地縁団体として認可されたら

- 法務局で不動産を地縁団体の名義で登記することができます。(詳しくは、法務局にお問い合わせください。)
- 地縁団体の台帳の写しや印鑑登録証明書などの交付(事前に印鑑登録が必要)を受けることができます。証明書交付の際は、手数料(台帳の写しなど 310 円、印鑑登録証明書 200 円)が必要です。

◇代表者の変更や事務所の所在地の変更があった場合

「告示事項変更届出書」に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届出を行わなければなりません。

◇規約に変更があった場合

規約を変更した場合にも、代表者は、市長に申請が必要です。地縁団体の規約には規定がありますので、規約の内容を変更される場合は、事前にご連絡をお願いします。

◇認可の取消し

以下の要件のいずれかを欠くこととなったとき、その認可を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

≪具体的な例≫

- 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的などに変更したとき。
- 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- 認可地縁団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、脅迫など不正な手段により認可を受けるとき。

一口メモ

◇認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

認可地縁団体が所有する不動産のうち、一定の要件を満たしているものについて、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続を経ることで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができます。詳しくは、コミュニティ課までご相談ください。

□問い合わせ・申し込み先

本庁 コミュニティ課 コミュニティG

◇認可・登記までの流れ

※ 認可までの事務の流れ

市役所(コミュニティ課)へ事前相談

↓
自治会の総会で議決

↓
市長に認可申請

↓
認可(自治会に認可通知)

↓
告示

↓
自治会は法人格を取得

↓
地縁団体台帳作成

※ 認可後の事務の流れ

市長に地縁団体証明書の交付申請

↓
地縁団体証明書の交付(手数料 310 円)

↓
法務局で不動産登記

3 知っておきたい便利情報

(1) 広聴広報活動

① 広聴活動

市では、市民が求めるサービスを適正に提供するため、次のような広聴活動を行っています。

◇市民の声制度

市民からいただいた意見や提言を市政へ反映する「市民の声制度」を整備しています。

意見の提出方法については、市ホームページ上のご意見・お問い合わせメールフォームの利用や、市役所各庁舎に設置しているご意見箱に「市長への手紙」を投函いただくほか、電子メール、手紙、ファックスなどにより提出できます。

寄せられたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有し、回答先が不明なものなどを除き原則回答しています。また、個人が特定されないように配慮した上で、対応状況を市ホームページ上で公表しています。

◇令和コミュニティトーク～市民と市長との対話の場～

市長が地域に出向き地域の実情や考え方を聴き意見を市政に反映させるもので、地区コミュニティ協議会との共催で開催しています。地区振興計画に関する情報共有や提出議題の回答および市政の動向報告を実施しています。

◇市長Dトーク(出前トーク)

市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との対話を重ねる場を設置しています。

◇eまちアンケート

市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善及び市政推進に役立てることを目的に、インターネットを利用してアンケートを実施しています。

◇パブリックコメント

主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。

② 広報活動

本市では、市民に分かりやすく情報を提供し、市民との情報共有に努め、市民が市政に参画しやすくなるよう次のような広報活動を行っています。

◇市ホームページ

ホームページでは、市からのお知らせや防災に関する情報を随時発信しています。ホームページの検索機能を使うと、掲載されている記事を簡単に検索することができます。

◇広報薩摩川内

行政情報や地域に関する情報、まちの話題などを市民に広く知っていただくために、広報薩摩川内を月に2回発行しています。なお、広報紙は、スマートフォンなどでも読むことができます。

■広報薩摩川内を読むことができるアプリなど

- 薩摩川内市ホームページ
- 薩摩川内市公式LINE(ライン)
- 広報紙アプリ「マチイロ」



◀iOS 版



◀Android 版

◇薩摩川内市公式LINE

市政情報や防災情報などを随時配信しています。その他、市役所窓口の混雑状況の確認や、道路などの異常を見つけた際に、公式LINEから通報できるシステム(市民通報レポート)も備わっています。

便利な機能が充実の公式LINEを、スマートフォンなどから友だち登録してご利用ください。



▲LINE友だち登録

○市民通報レポート



▲操作方法
(市ホームページ)



◇X(エックス)

市政情報だけでなく、薩摩川内市の素敵な風景など画像と一緒に投稿しています。

馴染みのある「あの風景」に新たな発見があるかも！？



◀X(エックス)フォロー

◇YouTube(ユーチューブ)

市公式 YouTube「薩摩川内市チャンネル」の中で、市政情報を動画で分かりやすく広報する「コネクト！さつませんだい」を実施しています。今話題の情報を市長が解説するコーナーもあります。



◀YouTube
チャンネル登録

◇ラジオ広報

市政情報をコミュニティ放送局FMさつませんだい(87.1 メガヘルツ)でお知らせしています。また、スマートフォンアプリFM++(エフエムプラプラ)をダウンロードすると全国どこからでも視聴できます。

□問い合わせ先

本庁 秘書広報課 企画総務・広聴広報G

(2)相談コーナー

◇市役所(本庁)での相談

相 談 名	概 要	申込・問合せ先
消費生活相談	・消費生活に関する苦情や相談(訪問販売や通信販売の契約など) ・相談対応:消費生活相談員 ・毎週月～金曜日、8:30～17:15	ホットライン(相談専用電話)  0996(23)0808(直通電話) 市役所本庁2階 社会福祉課 相談 G  (23)5111
生活困窮に関する相談	・生活困窮に関する相談および自立に向けた支援他 ・相談対応:相談支援員 ・毎週月～金曜日、8:30～17:15	本庁2階 社会福祉課 相談 G  (23)5111
弁護士による 無料法律相談 ※毎回の定員6人	・民事上の法律問題全般 ・相談対応:弁護士 ・原則毎月第2木曜日、第3金曜日、第4木曜日 13:00～16:00 ・本庁2階相談室	鹿児島県弁護士会  099(226)3765 ※毎月1日以降電話で申し込みください。
司法書士による 無料法律相談 ※定員6人	・登記手続き、相続、成年後見、多重債務の相談など ・相談対応:司法書士 ・原則毎月第4金曜日、13:00～16:00 ・本庁2階相談室	本庁2階 社会福祉課 相談 G  (23)5111 ※毎月1日以降電話で申し込みください。
行政相談委員による無料相談	・国、県、市などの行政に対する要望や苦情相談 ・相談対応:行政相談委員 ・原則毎月第1木曜日、10:00～12:00 ・本庁2階相談室 ※支所も相談所が開設されます。日程等は各支所へお尋ねください。	本庁2階 社会福祉課 相談 G  (23)5111

※消費生活相談については、10人以上の団体・グループなどを対象に消費生活に関する出前講座を受け付けています。

※弁護士、司法書士による無料法律相談については、上記相談日のみが無料で、継続する相談については有料となります。

※相談日程については、事前にご確認ください。

◇各支所での相談

支所窓口に出向かれた相談者に対し、本庁の専門相談員と迅速に相談できるテレビ会議システムを設置してあります。プライバシーは固く守られます。支所・甕島振興局までお問い合わせください。

◇その他の相談

相 談 名	概 要	申込・問合せ先
行政書士会 (川薩地区支部会員) による無料相談	・暮らしの悩みごとや行政手続全般の支援 ・相談対応:行政書士 ・毎月第2土曜日、10:00～15:00 ・SS プラザせんだい	鹿児島県行政書士会 川薩支部  (47)0258

※ 相談日程については、事前にご確認ください。

※ 上記以外に、各種相談窓口を設置しています。専門の方に相談したい場合、または、その相談先が分からない場合は、社会福祉課(相談グループ)までお問い合わせください。

(3)市議会の活動

市議会は、市民から選ばれた議員で構成される議事機関です。

年4回(3月・6月・9月・12月)開かれる定例会と特定の案件に限って開かれる臨時会で、本市の条例や予算、行政の重要事項を審議、議決します。

◇本会議、常任・特別委員会

本会議では、議案や請願・陳情について審議、議決を行うほか、議員が市政全般にわたって、一般質問を行います。

このほか、市議会には、議案などを専門的に審査、調査するため、内部機関として委員会が設けられていて、常任委員会として「総務文教」、「生活福祉」、「産業建設」の三つの委員会があります。

また、議会運営を円滑にするための議会運営委員会、特定の案件の審査、調査を行うための特別委員会が設けられています。

◇議会を傍聴するには

市議会の本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴される場合は、本庁4階傍聴席入口に準備してある受付用紙に住所、氏名などを記入され、受付箱に投函し、傍聴席に着席してください(団体が傍聴される場合は、事前に議会事務局へご連絡ください。)

※委員会の傍聴は、委員会条例により委員長の許可を得た後、傍聴することができます(傍聴を希望される方は、本庁3階の議会事務局で受付をお願いします。なお、委員会の開会時間の30分前に定員を超えている場合は、抽選となります。)

※インターネットで本会議、常任・特別委員会の映像配信(ライブ・録画)を行っており、パソコン、スマートフォンおよびタブレット端末でも視聴できます。

◇会議録の閲覧

会議録は、本会議などの内容を記載したものです。本庁情報公開コーナー、議会事務局、各支所および中央図書館に備えてありますので、ご覧ください(ホームページでも会議録を閲覧できます。)

◇「市議会だより」について

議会の活動状況をお知らせし、議会を身近なものにいただくため、年5回「市議会だより」を発行し、各世帯に配布していますので、ご覧ください。

◇請願、陳情について

市政についての意見、要望などは、どなたでも請願または陳情として、市議会に提出することができます。

○請願の方法

請願は、市議会議員の紹介を必要とし、請願書を議長に提出しなければなりません。

請願書には、請願の趣旨、提出年月日および住所の記載、請願者の署名または記名押印並びに紹介議員の署名または記名押印が必要です。

なお、必要に応じ、図面などを添付してください。

○陳情の方法

陳情書は、請願書と同様の記載内容となりますが、議員の紹介は必要としません。

なお、審査を行うかは議会運営委員会で決定されます。

□問い合わせ先

本庁 議会事務局 議事調査課
管理調査 G